

目 次

1 国民年金の仕組み	9
①国民年金とは—9	
②被保険者—11	
③基礎年金番号—25	
④基礎年金番号通知書—27	
⑤保険料と基礎年金の費用—29	
2 給付の種類と通則事項	43
①給付の種類—43	
②被保険者期間—49, ③年金の請求—50	
④年金額の改定方法—52	
⑤年金額の端数処理, ⑥年金の支払い—54	
3 老齢基礎年金	56
①支給を受ける条件—56	
②従来の支給条件の特例措置—63	
③支給される年金額—79	
令和7年度老齢基礎年金額早見表—84	
④支給の繰上げ, 繰下げ—87	
⑤年金請求の手続—92	
⑥支給期間・年金額の改定など—107	
4 障害基礎年金	108
①支給を受ける条件—108	
②支給される年金額—119	
③年金請求の手続—120	
④支給期間・年金額の改定など—127	
5 遺族基礎年金	132
①支給を受ける条件—132	
②支給される遺族の範囲—136	
③支給される年金額—139	
④年金請求の手続—141	
⑤支給期間・年金額の改定など—153	
6 第1号被保険者の独自給付	155
①付加年金—155	
②寡婦年金—157	
③死亡一時金—163	
④特別一時金—167	
⑤短期在留外国人の脱退一時金—170	
⑥中国残留邦人等に対する国民年金の特例—172	
⑦特別障害給付金制度の概要—175	
7 旧国民年金法による給付	180

旧老齢年金—180	
①支給を受ける条件—180	
②支給される年金額—184	
③支給期間—185	
令和7年度旧老齢年金額早見表—186	
④支給の繰上げ、繰下げ—188	
⑤年金請求の手続—190	
旧通算老齢年金—194	
①通算の対象となる制度—194	
②通算対象期間—196	
③通算対象期間の計算—198	
④通算対象期間の確認請求—199	
⑤支給を受ける条件—200	
⑥支給される年金額—203	
令和7年度旧通算老齢年金額早見表—204	
⑦支給期間、⑧支給の繰上げ—206	
⑨年金請求の手続—207	
旧障害年金—211	
旧母子年金—213	
旧準母子年金—215	
旧遺児年金—216	
旧寡婦年金—217	
老齢福祉年金—218	
8 併給の調整	221
9 年金受給者の手続	225
①新法の年金受給者の主な手続一覧—225	
②新法年金受給者の主な手続—231	
1. 引き続き年金を受けようとするとき—231／2. 氏名を変えたとき—233／3. 住所や受取機関を変えるとき—235／4. 年金証書等をなくしたときなど—237／5. 年金を受けている人が死亡したとき—238／6. 死亡した人の未支給の年金を受けるとき—240／7. 2つ以上の年金のどれか1つを選択するとき（年金の支払いがすべて日本年金機構から行われる場合）—243／8. 2つ以上の年金のどれか1つを選択するとき（年金の支払いが日本年金機構と共済組合等の組み合わせの場合）—248／9. 年金の支給停止事由がなくなったとき—253／10. 配偶者が被用者年金制度の老齢（退職）年金・障害年金を受けられるようになったため振替加算が加算されるようになったとき—256／11. 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が額計算の基礎となる組合員期間または加入者期間が240月以上	

である退職共済年金等を受けられるようになったとき—258／12. 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が障害を支給事由とする年金給付を受けられるようになったとき—260／13. 障害給付を受けられるために老齢基礎年金の振替加算が支給停止されていた人が障害給付を受けられなくなったとき—261／14. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人に老齢厚生年金の受給権ができたとき—263／15. 特別支給の老齢厚生年金を受けられる人が老齢基礎年金の支給の繰上げを請求するとき—265／16. 特別支給の老齢厚生年金を受けていた人が66歳以後に65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給を請求するとき—267／17. 加算額の対象者が婚姻したり死亡したとき等—271／18. 障害基礎年金を受ける原因となった障害の程度が重くなったとき—272／19. 受給権発生後に子を有するに至ったとき—275／20. 障害基礎年金受給者の障害の程度が軽快したとき—280／21. 障害基礎年金受給者が障害補償を受けるとき—281／22. 加算額の対象の子が障害の状態となったとき—282／23. 遺族基礎年金の受給権発生時の胎児が生まれたとき—284／24. 遺族基礎年金の受給権がある子が障害になったとき—286／25. 遺族基礎年金の支給停止期間が満了したときなど—288／26. 所在不明者の遺族基礎年金—291／27. 遺族基礎年金受給者が婚姻したなど—293／28. 遺族基礎年金の受給権がある子が父または母と生計を同じくするようになったとき—294／29. 20歳前傷病による障害基礎年金, 裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が旧法による年金給付を受けられるときなど—295／30. 裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が受けている旧法による年金給付の額の変更のため支給停止額が変更となるとき—297／31. 20歳前傷病による障害基礎年金, 裁定替えの障害・遺族基礎年金または寡婦年金の支給停止事由がなくなったとき等—299

③旧法の年金受給者の主な手続一覧—302

④旧法年金受給者の主な手続—304

1. 障害年金受給権者の障害の程度が軽快したとき—305／2. 障害年金と同一支給事由の他の公的年金制度等の障害給付の額が改定されて支給停止額が変わるとき—306／3. 障害年金の支給停止期間が満了したとき等—308／4. 障害年金を受ける原因となった障害の程度が重くなったとき—310

10 未支給の年金給付 ————— 313

11 第三者行為と年金の調整 ————— 315

12 給付の制限など ————— 318

①給付の制限, ②時効, ③受給権の保護・公課の禁止—318

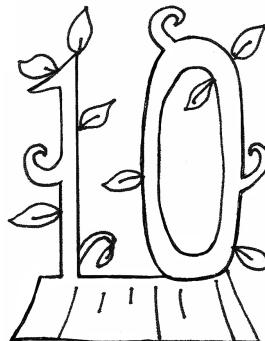
④不服の申立て—319

13	社会保障協定による特例措置	320
①	社会保障協定の概要—320	
②	社会保障協定による被保険者の取扱い—325	
③	社会保障協定による給付の取扱い—332	
14	国民年金基金制度の仕組み	342
①	基金の目的と組織—342	
②	掛金と支給される年金・一時金—344	
③	国民年金基金連合会—357	
付録1 厚生年金保険の仕組みと給付		
1	厚生年金保険の仕組み—362	
2	給付の種類と通則事項—380	
3	特別支給の老齢厚生年金—395	
4	65歳からの老齢厚生年金—428	
5	障害厚生年金—438	
6	遺族厚生年金—452	
7	年金分割—470	
8	旧厚生年金保険法による給付—478	
9	沖縄の特例—493	
	標準報酬月額・保険料月額表—499	
	被用者年金一元化後の主な改正点—500	
付録2 年金記録問題と特例措置		
1	年金記録問題について—518	
2	「ねんきん特別便」—523	
3	加入記録が年金給付に結びつく例—525	
4	年金時効特例法について—528	
5	年金記録の訂正請求手続について—533	
6	遅延加算金法について—536	
7	厚生年金特例法について—537	
8	延滞金軽減法について—539	
9	「ねんきん定期便」—541	
10	特定期間の保険料納付—543	
11	特定事由に係る特例保険料の納付申出—545	
「年金制度機能強化法」関連年金制度改正の概要		
1	被用者保険の適用拡大に係る改正—550	
2	65歳未満の在職老齢年金制度の見直し—553	
3	65歳以上の在職定時改定の導入—554	
4	受給開始時期の選択肢の拡大—555	
5	その他の改正事項—559	
	(附) 受給資格期間の短縮について—563	

3 老齢基礎年金

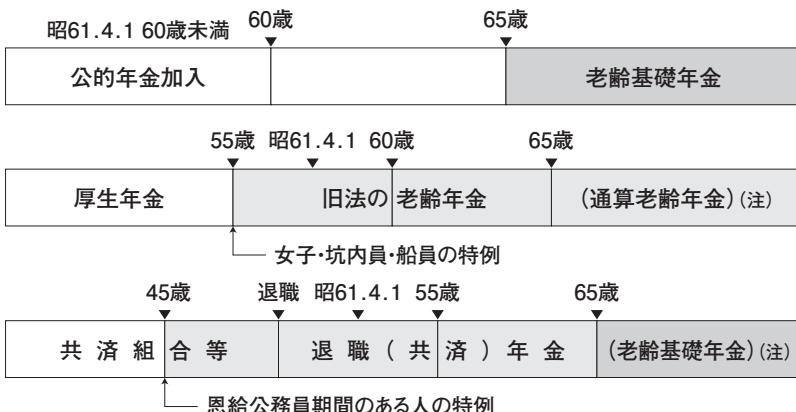
1 支給を受ける条件

◆保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。



老齢基礎年金は、原則として保険料納付済期間または免除期間があって、保険料納付済期間、免除期間および合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。（法26、法附9）

なお、①大正15年4月1日以前に生まれた人（昭和61年4月1日に60歳以上の人）、②大正15年4月2日以後に生まれた人で昭和61年3月31日に被用者年金制度の老齢（退職）年金の受給権者である人は、旧法の老齢年金（または通算老齢年金）が支給され、老齢基礎年金は適用されません。ただし、昭和61年3月31日に共済組合が支給する退職年金・減額退職年金の受給権がある人で、昭和6年4月2日以後に生まれた人については、老齢基礎年金が適用されることがあります。（改附60(31)）

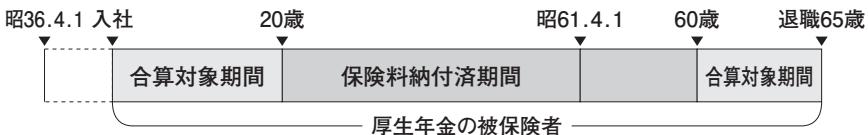


（注）国民年金の保険料納付済期間または免除期間がある場合に支給されます。

＜保険料納付済期間＞

保険料納付済期間は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料を納付した期間や第2号被保険者または第3号被保険者であった期間です。（法5－1）

なお、第2号被保険者については、当分の間、20歳以上60歳未満の期間が保険料納付済期間とされ、20歳前および60歳以後の期間は、合算対象期間とされます。（改附60.8－4）



＜保険料免除期間＞

第1号被保険者が保険料を免除された期間で、保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間、保険料4分の1免除期間を合算した期間をいいます。（法5－2～6）

学生納付特例、納付猶予も免除期間とみなされますが、老齢基礎年金の額を計算するうえでは算入されません。

＜合算対象期間＞

国民年金の被保険者とならなかった、次の20歳以上60歳未満の期間です。（法附9－1）

- (1) 老齢（退職）年金を受けられる人であった期間
- (2) 日本人で海外に在住していた期間
- (3) 日本に帰化した人、永住許可などを受けた人の海外に在住していた期間のうち昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日等の前日までの期間（改附60.8－5⑪）

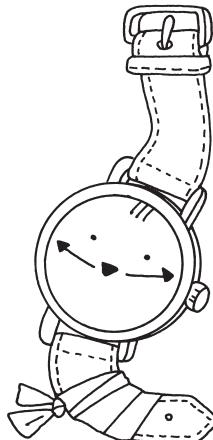
この合算対象期間は、老齢基礎年金の資格期間を満たしているかどうかを見る場合は算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算する場合には、その基礎としないいわゆる「カラ期間」です。

また、平成3年4月1日から、20歳以上の学生は強制適用の第1号被保険者となりましたが、平成3年3月までの学生が国民年金に任意加入しなかった期間も合算対象期間となります。（改附平元4－1）

4 障害基礎年金

1 支給を受ける条件

- ◆障害基礎年金は、原則として、国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気・けがで所定の障害の状態になったときに支給されます。
- ◆被保険者の資格を喪失したあとでも、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで所定の障害の状態になったときには支給されます。
- ◆ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です（初診日が令和8年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています）。



■障害基礎年金を受ける条件

障害基礎年金は、次の3つの条件がそろえば支給されます。（法30）

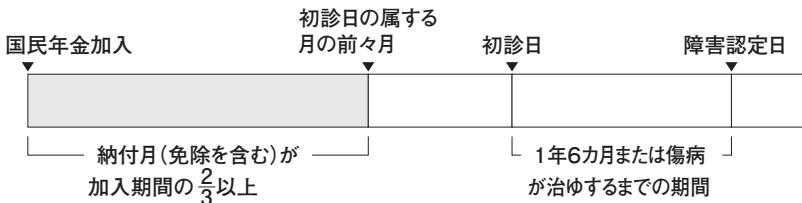
- (1) 障害の原因となった病気・けがについて医師または歯科医師の診療を受けた日（「初診日」といいます）において、①国民年金の被保険者であるとき、または②国民年金の被保険者であった人（昭和61年4月1日前に被用者年金制度の加入者であった人を含みます・措置令(61)41）が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき
- (2) 初診日から1年6ヶ月を経過した日（その期間内に治った場合はその日、ともに「障害認定日」といいます）の障害の程度が国民年金法施行令で定める1級または2級（117・118頁参照）に該当すること
- (3) 初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

なお、昭和61年3月31日において旧国民年金法による障害年金の受給権があ

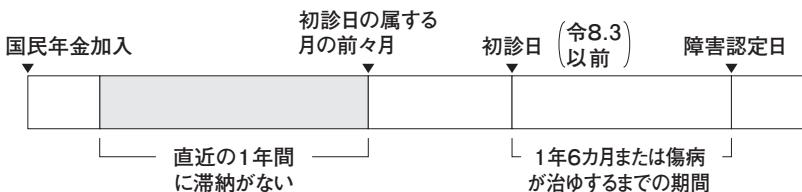
る人には障害基礎年金は支給されず、引き続き旧国民年金法による障害年金が支給されます。(改附6032)

＜保険料納付要件等＞

- (1) 障害基礎年金を受けるためには、障害の原因となった病気・けがの初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間がある場合、保険料納付済期間と免除期間を合わせると3分の2以上あることが必要となります。いいかえると、国民年金の保険料を3分の1以上滞納していなければ支給されることになります。



なお、令和8年3月31日以前に初診日がある傷病で障害になった場合は、前記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に国民年金の保険料の滞納がなければよいことになっています（ただし、初診日に65歳未満でなければなりません）。（改附6020）



ただし、病気やけがの初診日が平成3年4月30日までのものについては、これら「前々月まで」とあるのは「月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」となっています。これは国民年金の保険料が毎月納付となったことに伴い、従来に比べて要件が厳しくならないように配慮されたことによるものです。（改附6021）



5 遺族基礎年金

1 支給を受ける条件

- ◆ 遺族基礎年金は、被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人の子のある配偶者または子に支給されます。
- ◆ ただし、被保険者などが死亡した場合は、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です（死亡日が、令和8年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています）。



■ 遺族基礎年金を受ける条件

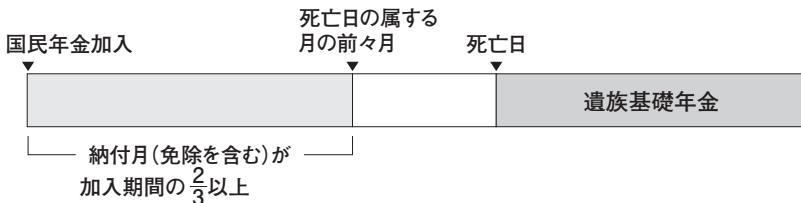
遺族基礎年金は、次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡したときに、その人の子のある配偶者または子に支給されます。（法37）

- (1) 国民年金の被保険者であること
- (2) 国民年金の被保険者であった人（昭和61年4月1日前に厚生年金保険・船員保険の被保険者または共済組合等の組合員または加入者であった人を含みます。措置令(61)45）で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること
- (3) 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間等を合算して25年以上ある人に限られます）であること
- (4) 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人（保険料納付済期間と保険料免除期間等を合算して25年以上ある人）であること

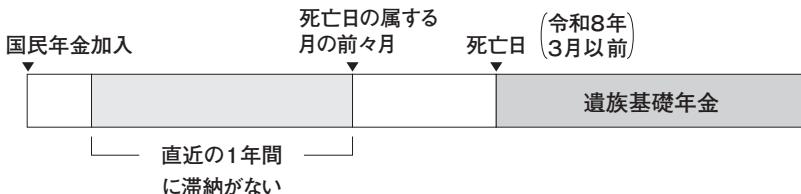
ただし、(1)または(2)に該当する人が死亡した場合で、その人が死亡した日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要です。

＜保険料納付要件＞

(1) 国民年金の被保険者である人が死亡した場合、遺族基礎年金を受けるためには、死亡日の前日に、死亡日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合わせると3分の2以上あることが必要となります。いいかえると、国民年金の保険料を3分の1以上滞納していなければ支給されることになります。



なお、令和8年3月31日以前に死亡した場合は、前記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の滞納がなければよいことになっています（ただし、死亡日に65歳未満でなければなりません）。（改附(60)20）



また、死亡日が平成3年4月30日までのものは、これら「前々月まで」とあるのは「月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」とし、国民年金の保険料が毎月納付となったことにともない、従来に比べて要件が厳しくならないように配慮されています。（改附(60)21）



令和7年度旧老齢年金額早見表 (表7-4)

納付免除	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
0年											503,760	523,296	542,832
1年										473,260	494,198	514,902	535,426
2年									442,760	465,100	486,972	508,485	529,715
3年								412,260	436,001	459,042	481,543	503,621	525,360
4年							381,760	406,903	431,112	454,602	477,527	500,000	522,106
5年						351,260	377,805	403,182	427,660	451,433	474,640	497,389	519,759
6年				320,760	348,707	375,252	400,719	425,338	449,280	472,671	495,608	518,168	
7年			290,260	319,609	347,322	373,777	399,244	423,920	447,954	471,458	494,521	517,213	
8年		259,760	290,511	319,392	346,836	373,150	398,560	423,236	447,307	470,875	494,018	516,800	
9年	229,260	261,412	291,462	319,894	347,055	373,200	398,519	423,157	447,228	470,822	494,010	516,850	
10年	198,760	232,314	263,532	292,953	320,961	347,840	373,801	399,006	423,581	447,626	471,220	494,427	517,301
11年	203,216	235,602	266,011	294,867	322,480	349,084	374,856	399,935	424,430	448,430	472,005	495,212	518,100
12年	207,672	239,070	268,773	297,120	324,366	350,705	376,288	401,235	425,640	449,582	473,123	496,316	519,204
13年	212,128	242,678	271,760	299,649	326,554	352,641	378,039	402,850	427,159	451,034	474,531	497,699	520,576
14年	216,584	246,400	274,931	302,404	328,995	354,843	380,060	404,736	428,945	452,747	476,194	499,328	531,200
15年	221,040	250,214	278,253	305,348	331,647	357,270	382,313	406,856	430,963	454,689	478,080	509,952	541,824
16年	225,496	254,103	281,701	308,451	334,480	359,890	384,767	409,178	433,184	456,832	488,704	520,576	552,448
17年	229,952	258,055	285,256	311,690	337,467	362,677	387,394	411,679	435,584	467,456	499,328	531,200	563,072
18年	234,408	262,060	288,900	315,045	340,588	365,610	390,174	414,336	446,208	478,080	509,952	541,824	573,696
19年	238,864	266,110	292,622	318,499	343,825	368,669	393,088	424,960	456,832	488,704	520,576	552,448	
20年	243,320	270,199	296,410	322,041	347,164	371,840	403,712	435,584	467,456	499,328	531,200		
21年	247,776	274,321	300,257	325,659	350,592	382,464	414,336	446,208	478,080	509,952			
22年	252,232	278,472	304,154	329,344	361,216	393,088	424,960	456,832	488,704				
23年	256,688	282,649	308,096	339,968	371,840	403,712	435,584	467,456					
24年	261,144	286,848	318,720	350,592	382,464	414,336	446,208						
25年	265,600	297,472	329,344	361,216	393,088	424,960							

年金額早見表

(単位：円)

この表のみかた

- 国民年金の被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が何年ずつあるかによってみます。
 - 横の年数は、保険料納付済期間の年数です。
 - 縦の年数は、保険料免除期間の年数です。
 - 該当する納付年数と免除年数のまじわるところの額が年金額です。

令和7年度旧通算老齢年金額早見表 (表7-8)

納付 免除	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
0年	0	31,872	63,744	95,616	127,488	159,360	191,232	223,104	254,976	286,848	318,720	350,592
1年	10,624	42,496	74,368	106,240	138,112	169,984	201,856	233,728	265,600	297,472	329,344	361,216
2年	21,248	53,120	84,992	116,864	148,736	180,608	212,480	244,352	276,224	308,096	339,968	371,840
3年	31,872	63,744	95,616	127,488	159,360	191,232	223,104	254,976	286,848	318,720	350,592	382,464
4年	42,496	74,368	106,240	138,112	169,984	201,856	233,728	265,600	297,472	329,344	361,216	393,088
5年	53,120	84,992	116,864	148,736	180,608	212,480	244,352	276,224	308,096	339,968	371,840	403,712
6年	63,744	95,616	127,488	159,360	191,232	223,104	254,976	286,848	318,720	350,592	382,464	414,336
7年	74,368	106,240	138,112	169,984	201,856	233,728	265,600	297,472	329,344	361,216	393,088	424,960
8年	84,992	116,864	148,736	180,608	212,480	244,352	276,224	308,096	339,968	371,840	403,712	435,584
9年	95,616	127,488	159,360	191,232	223,104	254,976	286,848	318,720	350,592	382,464	414,336	446,208
10年	106,240	138,112	169,984	201,856	233,728	265,600	297,472	329,344	361,216	393,088	424,960	456,832
11年	116,864	148,736	180,608	212,480	244,352	276,224	308,096	339,968	371,840	403,712	435,584	467,456
12年	127,488	159,360	191,232	223,104	254,976	286,848	318,720	350,592	382,464	414,336	446,208	478,080
13年	138,112	169,984	201,856	233,728	265,600	297,472	329,344	361,216	393,088	424,960	456,832	488,704
14年	148,736	180,608	212,480	244,352	276,224	308,096	339,968	371,840	403,712	435,584	467,456	
15年	159,360	191,232	223,104	254,976	286,848	318,720	350,592	382,464	414,336	446,208		
16年	169,984	201,856	233,728	265,600	297,472	329,344	361,216	393,088	424,960			
17年	180,608	212,480	244,352	276,224	308,096	339,968	371,840	403,712				
18年	191,232	223,104	254,976	286,848	318,720	350,592	382,464					
19年	201,856	233,728	265,600	297,472	329,344	361,216						
20年	212,480	244,352	276,224	308,096	339,968							
21年	223,104	254,976	286,848	318,720								
22年	233,728	265,600	297,472									
23年	244,352	276,224										
24年	254,976											

年金額 = $(2,656\text{円} \times \text{納付月数}) + (2,656\text{円} \times \text{免除月数} \times \frac{1}{3})$

年金額早見表

(単位：円)

12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
382,464	414,336	446,208	478,080	509,952	541,824	573,696	605,568	637,440	669,312	701,184	733,056	764,928
393,088	424,960	456,832	488,704	520,576	552,448	584,320	616,192	648,064	679,936	711,808	743,680	
403,712	435,584	467,456	499,328	531,200	563,072	594,944	626,816	658,688	690,560	722,432		
414,336	446,208	478,080	509,952	541,824	573,696	605,568	637,440	669,312	701,184			
424,960	456,832	488,704	520,576	552,448	584,320	616,192	648,064	679,936				
435,584	467,456	499,328	531,200	563,072	594,944	626,816	658,688					
446,208	478,080	509,952	541,824	573,696	605,568	637,440						
456,832	488,704	520,576	552,448	584,320	616,192							
467,456	499,328	531,200	563,072	594,944								
478,080	509,952	541,824	573,696									
488,704	520,576	552,448										
499,328	531,200											
509,952												

この表のみかた

- 国民年金の被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が何年ずつあるかによってみます。
- 横の年数は、保険料納付済期間の年数です。
- 縦の年数は、保険料免除期間の年数です。
- 該当する納付年数と免除年数のまじわるところの額が年金額です。

納付 免除	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
0年	0	47,820	95,640	143,460	191,280	239,100	286,920	334,740	382,560	430,380
1年	15,940	63,760	111,580	159,400	207,220	255,040	302,860	350,680	398,500	
2年	31,880	79,700	127,520	175,340	223,160	270,980	318,800	366,620		
3年	47,820	95,640	143,460	191,280	239,100	286,920	334,740			
4年	63,760	111,580	159,400	207,220	255,040	302,860				
5年	79,700	127,520	175,340	223,160	270,980					
6年	95,640	143,460	191,280	239,100						
7年	111,580	159,400	207,220							
8年	127,520	175,340								
9年	143,460									

明治44年4月1日以前に生まれた人
年金額 = (3,985円×納付月数) +
(3,985円×免除月数× $\frac{1}{2}$)

9 年金受給者の手続

- ◆国民年金の年金の受給権者は、年に一回、日本年金機構に現況届を提出するなど、定められた手続を行うことになっています。
- ◆昭和60年改正法の施行に伴い、これらの手続は、新法・旧法でそれぞれ異なったものとなっています。



1 新法の年金受給者の主な手続一覧

- ◎新法の年金受給者が提出する届書は、次のとおりです。なお、現況届の提出先は日本年金機構本部（〒168-8655 東京都杉並区高井戸西3-5-24）ですが、他の届書の提出先は住所地の市区町村役場などです。
- ◎一覧表の「主な添付書類」の項目に“※”を記してある届出については、医師または歯科医師の診断書（用紙は市区町村役場にあります）等を添える必要のある場合があります。

すべての年金に共通するもの

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主な添付書類	該当頁
引き続き年金を受けようとするとき	年金受給権者現況届	※	231
2つ以上の年金のどれか1つを選択するとき（年金の支払いがすべて日本年金機構から行われる場合・注1）	年金受給選択申出書 (日本年金機構) (第201号)	受給権を有する年金の年金証書の基礎年金番号・年金コードを確認できる書類等 ※	243
2つ以上の年金のどれか1つを選択するとき（年金の支払いが日本年金機構と共に組合等の組み合わせの場合・注2）	年金受給選択申出書 (第202号)	受給権を有する年金の年金証書の基礎年金番号・年金コードを確認できる書類等 ※	248

新法年金受給者の手続

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主な添付書類	該当頁
死亡した人の未支給の年金を受けるとき	未支給年金・未支払給付金請求書（第514号、次の第515号と同じ綴りになっている）	死亡した人との身分関係を明らかにする書類、死亡届（次欄）と同じ書類、未請求の場合は裁定請求書等 ※	240
年金を受けている人が死亡したとき	受給権者死亡届（第515号）	死亡した人の年金証書、死亡の事実を明らかにする書類等	238
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届	年金証書、（戸籍の抄本等）	233
住所を変えるとき	年金受給権者住所変更届		235
受取機関を変えるとき	年金受給権者受取機関変更届		
年金証書等をなくしたときなど	年金証書等再交付申請書	（き損の場合は年金証書）	237

(注1) たとえば、旧国民年金法の老齢年金または障害年金の受給権者が新法の遺族基礎（厚生）年金を受けられるようになった場合

(注2) たとえば、旧法による共済組合の遺族年金の受給権者が新法の老齢基礎（厚生）年金を受けられるようになった場合

老齢基礎年金に関するもの

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主な添付書類	該当頁
年金の支給停止事由がなくなったとき	老齢・障害給付受給権者支給停止事由消滅届（第207号）	年金証書、戸籍の謄本等、支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにする書類等 ※	253
配偶者が被用者年金制度の老齢（退職）年金・障害年金を受けられるようになったため振替加算が加算されるようになったとき	老齢基礎年金額加算開始事由該当届（第222号）	戸籍の抄本等、配偶者の年金の給付内容を証する書類	256

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主な添付書類	該当頁
振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が額計算の基礎となる組合員期間または加入者期間が240月以上である退職共済年金等を受けられるようになったとき	老齢基礎年金加算額不該当届（第223号）		258
振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が障害を支給事由とする年金給付を受けられるようになったとき	老齢基礎年金加算額支給停止事由該当届（第224号）		260
障害給付を受けられるために老齢基礎年金の振替加算が支給停止されていた人が障害給付を受けられなくなったとき	老齢基礎年金加算額支給停止事由消滅届（第225号）	年金証書、戸籍の抄本等、障害給付を受けられなくなったことを証する書類	261
老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人に老齢厚生年金の受給権ができたとき	老齢基礎年金受給権者老齢厚生年金請求書（第233号）	年金証書、基礎年金番号通知書等、戸籍の抄本	263
特別支給の老齢厚生年金を受けられる人が老齢基礎年金の支給の繰上げを請求するとき	特別支給の老齢厚生年金受給権者老齢基礎年金支給繰上げ請求書（第234号）	特別支給の老齢厚生年金の年金証書等	265
特別支給の老齢厚生年金を受けていた人が66歳以後に65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給を請求するとき	老齢基礎・厚生年金裁定請求書／支給繰下げ請求書（第235－1号）	特別支給の老齢厚生年金の年金証書、基礎年金番号通知書等	267